

令和3年度第1回 大阪府環境審議会野生生物部会

日時 令和3年9月28日(火)

午前10時～12時

場所 WEB会議(Microsoft Teams)

○事務局 ただ今より、令和3年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会を開催いたします。司会をつとめさせていただきます、環境農林水産部 動物愛護畜産課の喜井です。よろしくお願いいたします。本日の部会は大阪府情報公開条例に基づきまして、公開で行うこととしております。傍聴者はありません。また、議事録作成のため、録画させていただいておりますので、ご了承ください。それでは開会にあたりまして、動物愛護畜産課長の村山からあいさつ申し上げます。

○事務局(村山課長) 大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長の村山でございます。令和3年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方には、ご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から本府の野生鳥獣保護管理行政の推進に当たり、ご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府では、「第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画」を柱として、野生鳥獣の適切な保護と管理を推進するための各種施策を展開しているところでございます。農林水産業等に被害を及ぼすシカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、被害の防除等に努めていますが、まだまだ被害の大きい地域の解消には至っておらず、それに加えて、豚熱の感染拡大等、様々な課題もございます。

この度、現在進行中の3つの計画が本年度で期間満了となることから、次期計画策定のための検討を進めており、シカ、イノシシの計画に関しては、本審議会に先立って保護管理検討会を開催し、検討委員の皆様から課題解決に向けたご意見を頂戴したところです。後ほど担当者から詳しい説明をいたしますが、本日ご審議いただく3つの計画は、いずれも令和4年度から8年度までの5年間における鳥獣行政の基本的な事項を定める大変重要な計画でございます。委員の皆様におかれましては、検討案に対する率直なご意見、ご提言をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。本日の次第に資料の一覧を記載しています。

資料1-1から資料1-3の「大阪府鳥獣保護管理事業計画」に係るもの、

資料2-1から資料2-4の「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画」に係るもの、

資料3-1から資料3-3の「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画」に係るもの、

その他の資料として、資料4「鳥獣3計画について」、資料5「野生鳥獣のモニタリング調査について」、また、「大阪府環境審議会 野生生物部会委員名簿」、「大阪府環境審議会野生生物部会運営要領」があります。

続きまして、出席委員をご紹介します。委員名簿をご覧ください。

前回まで部会長を務めていただきました石井委員が、令和2年5月末で部会長及び委員をご退任されました。そのため大阪府環境審議会条例第6条第4項に基づき、大阪府環境審議会会長よりご指名のあった大阪産業大学大学院教授の前迫委員に、令和2年6月から部会長をお願いしています。前迫部会長、よろしく申し上げます。

○前迫部会長 はい。よろしくお願いいいたします。

○事務局 次に、令和2年度より新たにご就任いただいた委員をご紹介します。

J A大阪女性協議会会長の大屋委員ですが、まだ来られていないようです。

公益財団法人日本野鳥の会大阪支部の高田委員ですが、本日はご欠席でございます。

大阪府立大学大学院教授の平井委員でございます。平井委員、よろしく申し上げます。

○平井委員 平井です。よろしく申し上げます。

○事務局 次に、引き続きご就任いただいている委員をご紹介します。

大阪府森林組合代表理事組合長の栗本委員でございます。

○栗本委員 よろしく申し上げます。

○事務局 神戸大学大学院教授の黒田委員でございます。

○黒田委員 黒田です。よろしく申し上げます。

○事務局 公益社団法人大阪府猟友会会長の阪口委員におかれましては本日もご欠席でございます。

近畿大学准教授の澤島委員でございます。

○澤島委員 近畿大学農学部 of 澤島です。よろしく申し上げます。

○事務局 京都大学大学院准教授の高柳委員でございます。

○高柳委員 おはようございます。高柳です。今日はよろしく申し上げます。

○事務局 なお、先ほどご紹介した平井委員におかれましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第2条第2項に基づき、前迫部会長から部会長代理としてあらかじめ指名されておりますことをご報告いたします。また、本日の出席委員ですが、委員定数9名のうち6名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定に基づき、本部会は成立していることをご報告いたします。

それでは、本日の諮問事項3件につきまして、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。本来は、大阪府環境審議会本審において諮問するところですが、運営要領において「野生生物部会の決議は審議会の決議とする」とされておりますので、本審に代わって本部会での諮問とさせていただきます。

また、例年でしたら、大阪府から部会長に諮問文を手交するところですが、オンラインでの会議ですので、諮問文は事前に部会長へメールで送付しています。

○事務局（村山） それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。資料1-1です。

「第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画の策定について（諮問）

標記について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条第4項の

規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。大阪府知事 吉村洋文」、
続きまして、資料2-1になります。

「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）の策定について（諮問）

標記について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。大阪府知事 吉村洋文」、

次に、資料3-1になります。

「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）の策定について（諮問）

標記について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。大阪府知事 吉村洋文」、以上でございます。

○前迫部会長 ありがとうございます。オンラインでございますので、諮問文につきましては、事前に送付いただきまして確かに受け取りました。ありがとうございます。

○事務局 よろしくお願いたします。それでは、議事に入る前に、本日はオンラインですので注意点を説明いたします。委員の皆さまにおかれましては、通信回線の負担にも考慮し、事務局の説明の際には、カメラはオフ、マイクはミュートにさせていただきますようお願いいたします。ただし、ご審議の際には、皆さまの賛否など様子がわかるほうが、議論が進めやすいと考えますので、全員カメラをオンにしてご審議いただきたいと思います。また、ご発言のある方は、挙手にて意思表示いただき、部会長から指名がありましてから、ミュートを解除してご発言いただき、終わりましたらミュートに戻していただきますようお願いいたします。ミュート忘れ等があれば、こちらで操作させていただく場合もありますのでご了承ください。

それでは、以降の議事につきまして、運営要領第3条1項の規定により、前迫部会長にお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

○前迫部会長 はい。改めまして、委員の皆さまには、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。部会としては初めて担当させていただくこととなります。部会長を拝命しております前迫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は3件の審議事項がございます。

まず、「鳥獣3計画の策定スケジュールについて」、事務局から説明いただく予定になっております。続きまして、環境農林水産総合研究所から、「野生鳥獣のモニタリング調査の結果」の説明をいただいた後、1件目の「第13期大阪府鳥獣保護管理事業計画」を審議しまして、ご意見・ご質問を頂戴していきたいと考えております。

次に、2件目の「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）」、3件目の「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）」に関しても同様に進めていくことといたします。

委員の皆さまには、活発なご意見を頂戴出来ればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

では、まず、「鳥獣3計画の策定スケジュールについて」、事務局からご説明よろしくお願ひいたします。

○事務局 鳥獣3計画の策定スケジュールについて説明いたします。皆さま、資料4をご覧ください。

まず、「計画の位置付け」について、現在、大阪府では、鳥獣保護管理法に基づき、「第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画」、「大阪府シカ・イノシシ第二種鳥獣管理計画」を策定しています。これら鳥獣3計画については、令和3年度末をもって計画期間が終了しますので、国の定める基本指針に即して新たな計画を策定する必要があります。計画期間は、令和4年4月1日を始期とした5カ年となっています。

基本指針と計画の関係については、2ページ目の「鳥獣保護管理関連計画の体系図」に示しています。上が国です。基本指針は法第3条に基づき環境大臣が策定します。これは、5年に1度見直しをするということで、昨年度（令和2年度）から環境省で策定作業を進めており、8月27日の中央環境審議会において答申が出されたところです。

下は都道府県です。鳥獣保護管理事業計画は、法4条に基づき、国の作った基本指針に即して都道府県知事が策定します。現行計画は第12次計画で、今回は第13次の計画の策定について、部会でご審議いただきます。

また、その下の第二種特定鳥獣管理計画ですが、この計画は、生息地の範囲が拡大している鳥獣等があり、特に管理を図るために必要がある場合に都道府県知事が策定することができるもので大阪府では、特に被害の大きなシカとイノシシについての管理計画を策定しています。管理計画の検討にあたっては、国の基本指針において、「検討会を設置して検討・評価等を行う」とされているため、別途検討会を立ち上げ、先日1回目のご検討をいただいたところです。管理計画についても、鳥獣保護管理事業計画と同様に、部会でご審議いただきます。

1ページに戻っていただき、下の「策定スケジュール」をご覧ください。国の基本指針については、（令和3年）5月21日に基本指針の素案が提示され、8月27日に中央環境審議会の答申が出されまして、9月から10月の告示により確定される予定です。

府では、9月7日に第1回シカ・イノシシ保護管理検討会を開催し、シカ・イノシシ管理計画についてご検討いただいたところです。本日の野生生物部会において鳥獣3計画についてご審議いただき、その後、国の基本指針の告示を受け、10月から11月上旬に第2回シカ・イノシシ保護管理検討会を開催し、11月下旬に第2回野生生物部会を開催してご審議いただきます。

その後、パブリックコメントを挟みまして、翌年（令和4年）2月に第3回野生生物部会において答申をいただく予定となっています。その後、計画の公表等事務手続きを行い、令和4年4月1日から新規計画がスタートします。また、例年どおりであれば、来年6月頃に大阪府環境審議会本審が開催されますので、野生生物部会での決議事項について前迫部会長からご報告いただく予定となっています。鳥獣3計画の策定スケジュールにつ

いては以上です。

○前迫部会長 ご説明ありがとうございました。まず、スケジュール等について何かご意見があればいただきたいと思います。委員の皆さま、いかがでしょうか。

特段ないようですので、引き続いて、「野生鳥獣のモニタリング調査の結果について」、環境農林水産総合研究所からご説明をよろしく願いいたします。

○幸田主任研究員（地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所） 環境農林水産総合研究所生物多様性センターの幸田です。声とスライドの共有は大丈夫でしょうか。

○前迫部会長 はい。見えております。

○幸田主任研究員 では、このまま進めさせていただきます。本日、野生鳥獣モニタリング調査全般のご紹介ということで、時間がないので、全体駆け足になると思いますがご容赦ください。同じものを資料5で配布いただいているかと思いますが、そちらもあわせてご覧いただければと思います。

まず、主な被害の大きい動物ということで、シカのモニタリング結果のご紹介をさせていただきます。シカについては、大阪府では、平成26年度から糞塊除去法という方法を用いまして、主な生息地である北摂地域全体に100箇所以上の調査地を設けて、網羅的に密度調査を行なっております。各地点で密度を推定して、その結果をもとに空間補間を行って密度分布を把握するというので、経年変化を調べるということを進めております。

早速、結果ですが、左側の折れ線グラフがシカの生息密度を推定した平均値の変化を示したもので、棒グラフがその間の捕獲頭数となっております。結果としては、平成28年度に、いったんガクッとシカが減ったようだったのですが、その後、捕獲が少し低調になったというところもあってか、どんどん戻ってきて、令和2年度としては、調査を始めた平成26年、27年頃と同水準まで回復してしまっているということがわかっております。

(P4) その間の密度の変化なのですが、赤い場所がシカの多い場所になりまして、ざっと見ますと、能勢町、箕面市、高槻市という3地域でシカが多い状況が継続しているのですが、この高密度地域が徐々に変化している部分もありまして、例えば、箕面市では、国有林あたりに高密度にシカがいたのですが、国有林での捕獲もあってか、そのあたりはかなり減りました。その一方で、その周りに、今まではなかった高密度地域が発生したということで、局所的に捕獲圧を強化する場合には、周りに広がる可能性も含めて広域的な点検というのが重要なのかということも見えてきております。

また、例えば、高槻市と茨木市の市境、市街地にかなり近いあたりについて、このあたりも以前はシカがいなかったのですが、かなり高密度になってきているということで、分布拡大が進んでいることがわかってきております。その中での被害の状況ということで、一つ農業被害に関しては、各JAさんを通じて毎年農業実行組合長の方にアンケートをお配りして、被害の状況をお答えいただいております。

その結果をまとめたものがこちら（P 6）です。赤が濃い場所が被害の大きい場所で、だいたいシカが多い場所で農業被害も多いという傾向が見えていただけると思います。この地図化したものの平均値の変化を見たものが左下のグラフになります。徐々に増加して、近年は高い状態で頭落ちが続いてしまっているという状況にあります。

アンケートのなかでは、被害対策の状況に関してもお答えいただいています。主な対策手法としては防護柵になりますが、防護柵の設置状況（P 7）としては、約9割でかなり設置が進んでいる状況が見えてきております。「防護柵あり」と答えてくださった方に、「防護柵の効果はどうか」とお聞きしたのが、右上のグラフです。これで見ると、「効果あり」という回答が5割程度にとどまってしまっているということで、設置はされているのですが、きちんと機能していない柵が多い状況になってしまっていることがわかっております。また、ほかの対策方法の実施状況をお聞きすると、藪の刈り払いみたいな生息環境管理にあたるようなものの実施率が2割程度にとどまってしまっているというところもありますので、このあたりは、防護柵の適切な設置方法なども含めての普及啓発が必要かと感じている次第です。

もう一つシカによる被害として、森林生態系、森林植生への影響がありますので、こちらに関しては、兵庫県立大学の藤木さんの方法を用いまして全域的に調べている状況にあります。平成27年度と、3年後の平成30年度に調査（P 9）をして、こちら、赤が濃い場所のほうがシカによる被害が大きい、森がすかすかになっている場所となりますが、だいたい能勢町、箕面市、高槻市ということで、やはりシカが多い地域で植生衰退も進んでいるという状況が見えていただけるかと思えます。大まかに見れば、地域的な傾向としては、この3年間で変化はなかったのですが、細かく変化を分かりやすくしたのが左側の図（P 10）になります。赤が濃い場所が以前より衰退が進んだ場所、緑になっている場所が逆に植生が回復した場所ということになります。その間のシカの増減が右側の図で、赤い場所がシカの増えた場所、緑の場所がシカの減った場所ということで、シカはこの間に増減としては、ほぼトントンだったのですが、左側を見ていただきますと、緑が少ないのに対して赤がすごく目立つというのが見えていただけるかと思えます。つまりシカが減ったとしても、なかなか植生が回復してこない、そこに時間がかかってしまうということが、この結果からも見えてきたというところになります。

こういう形で、密度の状況と被害の状況のモニタリングをやっていますので、両者の関係を把握するという解析も行いました。その結果がこちら（P 12）で、左側が農業被害強度、農業被害に対して横軸のシカ密度との関係、右側が森林の植生衰退に対するシカ密度の影響を見たものになります。結果としては、シカが増えると被害が大きくなって、高い状態で頭打ちという傾向がどちらも見られる形なのですが、例えば、この結果をもとに、農業被害強度2、アンケートでいう「軽微」という程度に抑えようとする場合には、だいたいシカの密度を10頭/km²ぐらいに抑えるというところになるのかというのが見えてきます。

同じく、植生の衰退度1という、比較的植生の衰退が進んでいない状態のところに合わせて見ると、同じように10頭/km²あたりになりますので、これが一つ目安になるのかと考えているところです。

今の図を見やすいようにカテゴリーごとに分けて並べ替えたのがこちら(P13)になります。同じように10頭/km²というところで線を引くとこのような形で、植生衰退に関しては、2や3という、かなり衰退が進んだ場所は、10頭/km²以下に減らすとかなり減るのかというところなのですが、農業被害に関しては、農業被害が「大きい」や「深刻」という場所が、それでもまだ5割ぐらい出てしまうというところが見えます。つまり農業被害の軽減のためには、シカの密度を減らすだけではなくて、被害防除を進めていくというところも大事だろうというのがわかるかと思えます。

もう一つシカに関してなのですが、今は北摂、北のほうにしかいないということになっているのですが、徐々に南にも入りつつあるという報告がありまして、捕獲や目撃の情報が相次いでいるほか、アンケートでも河内長野市を中心に、「シカがいる」という回答が徐々に増えている傾向があります。

このような状況がありますので、南のほうにもこのような自動撮影カメラ、前を動物が通るとシャッターが落ちて撮れるというカメラを設置してモニタリングを進めているのですが、千早赤阪村でオスジカが何頭か撮影されただけではなくて、河内長野市のほうに設置したカメラでは、大人のメスや子どもまで写ってしまっているということで、河内長野市を中心にちょっとシカの定着が進んでしまっている状況がありそうですので、南のほうにも注目しながらモニタリングを進めていく必要があるかと考えております。

更にちょっと厄介なのが、南に在来のホンシュウジカだけではなくて外来のシカも、和歌山県の友ヶ島に以前に入れられたものがいまして、これが島の外に出てきているということがわかっております。というのも、平成28年に岬町でつかまったメスジカのDNA解析をした結果、単純にホンシュウジカではなく、友ヶ島にいると思われる外来のシカの遺伝子が見つかり、それとの交雑個体だったことがわかっています。なので、そういった外来種問題に関しても対応していく必要があるだろうと思われます。研究所では、それを調べる手法が確立していますので、そのあたりも注意しながらモニタリングしていきたいと考えている次第です。

続きまして、イノシシになります。イノシシのほうは、シカのようにきれいに密度設計するような手法というのが、なかなかまだできていない状況なのですが、近年の調査結果によって、くくりわなの捕獲効率、ここだと、くくりわなを100日掛けたときに何頭のイノシシが獲れるかというものになります。これが、かなり密度の指標として使えそうだと報告されていますので、それをベースとして結果(P19)をまとめてみました。イノシシは全域にいますので、4地域に分けて結果をまとめております。折れ線グラフが密度の指標になる捕獲効率、棒グラフがその間の捕獲頭数となります。見ていただきますと、地域によってかなり変動傾向が異なっています。例えば、北部だと、平成

29年度をピークに徐々に減っている、特にこの1年間の減りがかなり大きいというところがあります。一方で、中部だと、平成26年度以降は徐々に増えているという傾向がある。このあたりは、地域ごとに違うというところを注目しながら見ていく必要があるのかと。特に北部では、ガクッと減ったのですが、同じタイミングで豚熱が北部から始まっているので、その影響が出ているのかと思っているところです。

この密度指標の捕獲効率を、狩猟メッシュと言われる5km四方ごとにまとめると、だいたい分布傾向が見えるということで、それをつくったのがこちら(P20)になります。赤い場所ほどイノシシが多いと思って見ていただくと、結果としては、シカのように、「いつもこのあたりは多いね」ということがあまりなくて、結構動くというのがイノシシの傾向になります。なので、多産多子で結構変動が大きいというところがここからも見ていただけるかというところです。

もう一つは、以前は北河内と言われるこのあたりについて、イノシシはなかなか捕獲もなかったのですが、徐々に分布が広がって、最近は捕獲もされるようになっていくということで、分布拡大が進んでいるというのはイノシシでも生じているのかというところです。

イノシシに関しても、同じくアンケートによって農業被害の傾向を把握しておりまして、これも地域によって様々ではあるのですが、全体として大きくは変わっていない、高い状態でずっと推移してしまっているという状況があるかというところです。同じく被害防除の状況に関しても聴き取りができていまして、こちらでも地域ごとにまとめてみますと、中部地域や泉州地域で防護柵の設置状況もやや劣るのかなという感じです。効果に関しては、シカと同じく、「効果あり」という回答が全体的に5割程度にとどまるというところで、やはり設置はあるが、うまく機能していない柵というのが生じてしまっているだろうというところと、藪の刈り払いなどを進めていく、そういう普及啓発が必要かというのがイノシシの状況になっております。

続きましてアライグマです。アライグマは、シカやイノシシのような調査指標がなかなかないところもあるのですが、分布状況を把握する一つとして、捕獲されている場所をまとめてみたのがこちら(P24)になります。捕獲地点を3次メッシュ(1km四方)のマス目単位で調べて、それを地図に落としたのがこの図です。なので、徐々に捕獲されている地点、つまり間違いなくアライグマがいるという地点も増えているし、その場所での捕獲頭数も増えているというのが、この図で見ていただけるかと思えます。それで、今のマス目の数、捕獲された、間違いなく分布があるメッシュの数をまとめたのが左側の図(P25)で、徐々に上がっているということで、依然としてアライグマの分布拡大が続いているというのが見ていただけるかと思えます。初めて捕獲された時期ごとにまとめたのが右側の図なのですが、薄い青い場所が、昔からアライグマがいそうな場所ということで、初期には北摂や泉州のほうにしかアライグマはいないような状況だったのですが、徐々に広がって、平成23年ぐらいから、このあたり、緑とかオレンジの色が付き始めて、更

に近年、赤いのが最近になって初めて獲れた場所になります。大阪府域を囲むような形で広がっているということで、徐々に、都市部へという形の分布拡大が進んでいるというのがアライグマの状況になるかと思えます。

アライグマについても、農業被害をアンケートで状況を把握しておりまして、例えば、分布拡大が平成23年ごろから進んだ地域は、以前はあまり被害報告もなかったのですが、今ではかなり被害が出ているということで、分布拡大に伴って被害も拡大しているのを見ていただけるかと思えます。それで、全体での被害のトレンドとしては、近年はほぼ一定というところなのですが、これも地域ごとには結構いろいろでして、左下のグラフ（P27）が地域ごとにまとめたものです。例えば、北部は、赤い部分ですが、一回ガクッと下がったのですが、徐々に増えている。それに対して、泉州とかだと徐々に下がっているという感じで、いろいろかなというところがあります。その間のアライグマがそもそもどのぐらいいるのかというモニタリングは、なかなかできないというのがアライグマの難しいところなのですが、各市町村さんが持っているわなの台帳で、どのぐらいを掛けて、どのぐらいアライグマが獲れているかという情報を使えないかということで、その解析を進めているのが上の図になります。若干使えるかなというのが見えてきたところで、例えば、左上にあるような形で、4年間の変動をある程度使えそうな市町村だけまとめてみたものなのですが、北部で見ますと、令和2年度にちょっと増えたなかで被害も増え、中部でほぼ一定かというなかで、おおむね似たような変動で一定かなというあたりで対応が見られるということで、こういうあたりも見ながらアライグマのモニタリングも進めていければと思っております。

あとは、その他の動物種という感じで、網羅的に紹介という形になりますが、まず、ツキノワグマになります。クマは、大阪府は一応生息していないということにはなっているのですが、周りにはありますので時々目撃があるということで、ある程度影響するかということで、大阪府の境界部分から10km圏内での出没の状況を、兵庫県とか京都府のデータも含めて解析してみました。点が落ちている場所が、クマが出たという報告がある場所なのですが、見ていただきますと、徐々にこの点の数も増えているし、徐々に、南へ、南へと下がっている形が見えていただけるかと思えます。これをヒートマップと言われる形で、もう少し見やすくしたのがこの図になりますが、赤が濃い場所ほどクマがよく出ている場所ということになります。以前はそんなに大阪府には影響はなかったのですが、最近だと、京都府の亀岡市に近いあたりだとか、兵庫県の川西に近いあたりでクマが出やすい状況になっているということで、大阪府でも注意が必要なことがわかるかと思えます。

そのほか、こちら（P29）はサルとヌートリアを示していますが、サルに関しては、アンケートのなかで、どういうサルが出没しているかという群れ構成を聞いたものがあります。ちょっと見にくいのですが、このあたりだけ群れが出ているという報告がある場所になりまして、南のほうは、時々サルは出るようなのですが、今のところ群れの報告は

ないということで、被害が比較的大きくなりやすいという意味では、高槻市あたりに特に注意すれば、あとは、今のところは大丈夫なのかなというような結果になっております。

外来種のヌートリアに関しては、こちらは、いつごろからヌートリアが入っているかという報告をまとめたものになります。元々は淀川を中心に北のほうに多かったのですが、平成25～26年ぐらいから、このあたり、八尾市、東大阪市あたりに広がり始めたという状況があります。更に近年は、大和川にも入っているということで、その支流にあたる石川流域でも点が起き始めているところがありまして、徐々に南のほうにも分布が広がってしまっているというところが見えております。

最後に鳥関係です。鳥類のほうもアンケートのなかで結果をまとめておりまして、その変化を示したものが左側のグラフ(P30)になります。ヒヨドリとかスズメに関しては、被害としては徐々に減っているような傾向があるので、おおむね大丈夫なのかなというところなのですが、カラスに関しては、若干ですが、徐々に被害が増えている、全域的に被害が蔓延状態になっているところがありますので、特にカラスに関しては、被害拡大に注意が必要なかなというところを感じております。以上になります。

- 前迫部会長 ご説明ありがとうございます。シカ、イノシシ、アライグマ、そのほかの鳥獣関係についても、非常に詳細にわかりやすくご説明いただきました。では、ただ今のご説明について、ご意見・ご質問よろしくお願ひいたします。カメラをオンにして挙手いただければ幸いです。同時に3名の委員の方から挙がっておりますので、では、黒田委員からよろしくお願ひいたします。
- 黒田委員 黒田です。シカに関しては、減らすのが大変というのは、すごく私もほかのところで聞いていてそうだと思うのですが、今後、具体的にもっと減らさないと駄目という判断になるかと思うのです。それで、実際に猟師さんのほうに頼むほうは別として、刈り払い自体の割合が低かったというのがちょっと気になりました。そこが、シカの場合もすごく効くということであれば、同時にやはり農家と里山の持ち主というか、集落ですよ、その単位で、もう少しそういう効果のあるところの地元の方の協力などというのは、これは想定されるというよりも、あり得るのでしょうか。よろしくお願ひします。
- 前迫部会長 ありがとうございます。この点いかがでしょう。幸田さんからか、事務局からか、どちらがいいのかわからないですが、ご説明お願ひいたします。
- 幸田主任研究員 僕から答えられる部分はあまりないかなというところではあるのですが、藪の刈り払いに関しては、農地に出きにくくするところが主かと思うのですが、このあたりの効果がそもそもわかりにくいというところがあつて進まない部分もあるのかなというのは感じているところです。そのあたりの研究も少ししながら、そういう結果の普及啓発というあたりも進める必要があるかなというのは感じているところです。
- 黒田委員 研究というのは、他の県でも同じ問題を抱えておられると思うのですが、他の府県との何か情報交換や研究データの添削などは既にされていますか。
- 幸田主任研究員 他の府県も入られている同じような林業試験研究機関の協議会等もあ

りまして、その中で、例えば、滋賀県さんとかがされているものは聞いたことがありますので、参考にしながら、実際にどこかで試すということもやれるのが本当はベストなのかなというのは思っております。

- 黒田委員 そういうお考えでしたら、ぜひよろしく申し上げます。
- 前迫部会長 ありがとうございます。では、続いて平井委員からお願いいたします。
- 平井委員 南部のほうでシカが出始めているというお話しだったのですが、それはどこから入ってきているのか、特に河内長野市のほうはどこから来ているのかと、あと、北部と随分植生が違うと思うのですが、南部でシカが今後増える可能性というのはあるとお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。
- 前迫部会長 お願いします。
- 幸田主任研究員 どこからというのは、厳密には難しいところではあるのですが、奈良県の方と話をしていると、金剛山の東側、奈良県側の御所市・五條市辺りは、既にシカが入っているという話をお聞きしていますし、カメラを仕掛けている中でも、岸和田市や和泉市は、今のところは写っていないというのもありますので、今後、金剛山辺り、千早赤阪村・河内長野市辺りから入ったという流れが大きいのかなというのは感じています。
それで、向こうのほうでも、シカが好むといわれるアオキなどが普通にあり、環境としては、私がずっと調査していました屋久島みたいに南のほうでもシカが増えているというのは変わらないことですので、増えていって、植生に影響を与えてという可能性は多いにあるかなとは思っております。
- 平井委員 わかりました。ありがとうございます。
- 前迫部会長 ありがとうございます。では、高柳委員、お願いいたします。
- 高柳委員 資料をもうちょっと充実してほしいということで、6ページ目の資料です。シカによる農業被害強度の変化ですが、被害強度の説明がないので、被害強度の図で、「深刻」から「被害なし」までがあるので、その横に被害強度の番号でも入れていただかないと、被害強度が何を表しているのかわからないので、それを変更お願いします。
- 幸田主任研究員 すみません。ありがとうございます。ちょっと説明を端折りすぎていて申し訳ないです。この図で言いますと、「被害なし」という状態を数字で言うとゼロに置きまして、そこから、1、2、3、4と、「深刻」を4と置いてというような形になります。
- 高柳委員 例えば6ページの図で言うと、下のグラフで、2.1から2.5ぐらいに上がっているのですが、上の図との関係がちょっとわかりにくいので、そこに例えば、「被害なし」から「深刻」と書いている横にゼロから4か5かわかりませんが、番号が入っているというのが必要ではないかなと思いました。
- 幸田主任研究員 ありがとうございます。対応させていただきます。
- 前迫部会長 ありがとうございます。澤島委員、お願いいたします。
- 澤島委員 すみません。今、シカの話だったのですが、イノシシの話をして結構ですか。

- 前迫部会長 はい。大丈夫です。
- 澤島委員 イノシシについて、北部で数が減っていて、豚熱との関係があつてとおっしゃっていましたので、豚熱の資料があつたらいいなど。どれぐらい広がっているとか、その辺の関連も、今後大事な資料になるのではないかと。ただ単純に農業被害だけではなくて、畜産との関係もありますのでお願いします。
- 幸田主任研究員 ありがとうございます。豚熱関係は、おそらく後でイノシシの計画の中で話もあるかというのもあり、私のほうは、時間もあまりないということでしたので、省略させていただきました。
- 澤島委員 今後の資料に出ているということなのですね。ありがとうございます。
- 幸田主任研究員 大阪府では、豚熱はまず北部のほうで去年の10月ぐらいに最初に出まして、今年4月ぐらいから泉州、泉佐野市とか河内長野市でも出始めているとお聞きしています。
- 澤島委員 ありがとうございます。
- 前迫部会長 ほかにいかがでしょうか。

私のほうから、少し質問をさせていただきたいと思ったことがございます。例えば、4ページ、シカの生息密度が平成26年は15.4頭/km²だったと。令和2年になると、ちょっと下がったけれど、また上がっているという傾向があるのですけれども。捕獲もされていて、色々対策を取っているのに、シカの密度については下がらないというのは、全国的にもそうかなとは思いますが、このあたりは、まとめを見ますと、高密度で分布しているとか、南にちょっと移動しているとか、いろいろ要因があつて、均すとそうってしまったみたいなどころもあるのかと思うのですが、密度の変動と対策の関係について、どういうふうにお考えなのか少し補足いただければと思います。

- 幸田主任研究員 難しいところですが、捕獲頭数との対応で見ますと、シカは、平成28年度に一回減ったかなという傾向になっていたのですが、その直前の平成26・27年は1,500頭前後と比較的多く獲れている状況があつたので、そこで少し減らせたのかなという感じに思っていました。

ただ、その後、4年間ほど1,200頭ぐらいと、捕獲頭数が少し減った状況が続きましたので、その中でシカの頭数も回復しやすかったかなというのを思っているところです。令和2年度は、過去最大の1,600頭ぐらい捕獲ができていますので、今年度の調査結果で見れば減ってくれるのではないかなというのにはちょっと期待しているという状況です。

- 前迫部会長 ありがとうございます。なかなか対策と密度の関係が、向こうも増えていたりするということと、移動したりしますから難しいところだと思うのですが、状況としては承知いたしました。

次にお聞きしたかったのが、12ページのシカの生息密度と農業被害、森林への被害との関係性になるのですが、農業被害は大変だとは思いますが、守るべきエリアが割と限

定的なので、そこでシカ密度がある程度減って、なおかつ、先ほど刈り払いの問題でご指摘がありましたが、農業者さんが守るべきエリアが明確であれば、その被害強度というのは抑えられていく。だから、シカの生息密度だけではなくて、そこに複合的な対策が関わることによって、農業被害強度というのは、もう少し下がるのではないかと思うのですが、比較的高いと言っていいのか、被害度2というところに数字がきている。このあたりの対策と被害強度との関係と、生息密度との関係性がこれで適性なのかというところで、例えば、森林の下層植生は、シカが減ったからすぐに戻るというわけではなくて、遅れてやってくるので、そういう意味では、森林のほうの方が下げた効果は割と出にくい、出るまでに年数がかかる。でも、農業被害は、人的な防除というものをしっかりやっていけば、生息密度をある程度下げた段階で、もう少し被害強度というものが低くなっていいのではないかと思うのですが、このあたりはどういうふうに。ここに補足して書いていただいています、農業被害強度と森林の衰退度との関係性の取り方というか、そこはどういうふうにお考えになっているかということについて、補足いただければと思います。

- 幸田主任研究員 ありがとうございます。こちら難しいところでして、農業被害に関してはおっしゃるとおりで、防除がしっかりしていれば、極論、シカがたくさんいても、しっかり囲まれていれば被害は発生しないはずという話しにはなるはずで、そういう意味では、各地域にどれぐらい被害防除がきちんとできているかというところを、要因として入れられるとベストかなとは思っています。一回そういう解析もしてみようかと思って、アンケートでの防護柵の有無やどのぐらい囲っているかというような情報を入れ込んでの解析もやってみたのですが、結局、傾向としては被害が大きい場所の対策もしっかりしているということになってしまうので、関係としては、対策をしているほど被害が大きいみたいな形で結果が出てしまう、なかなかうまくいかないというのがあって、ここでは、単純に密度との関係だけを測ったということになります。次のスライドでお示したような形で、とはいえ、10頭/km²以下というところまで下げても、被害が大きい地域や深刻な地域というのがやっぱり出てしまうというところはあって、そういう部分に関しては、やっぱり被害防除を進めて対応していく必要があるだろうというところで、その重要性は少し表現できるかなという形で用意したというのが本音になります。
- 前迫部会長 ありがとうございます。なかなか並べてしまうから、かえって難しいところはあると思うのですが、たぶん農業被害の対策と森林とか、そういう自然植生を含め、そういう生態系での対策は、質的にも防除の視点からも異なっていくのだろうと思います。高柳委員から、その辺、何かコメントがあればちょうだいしたいと思うのですが、いかがでしょうか。
- 高柳委員 はい。まず、シカの密度が減っていないという話しなのですが、大阪府は、隣接府県に比べると、捕獲頭数の1,200頭とか、ほかのところは6,000頭とか4,000頭とかと言っているところに比べれば少なく、比較的ハンターの活動によって上昇なく済んでいるという意味では、かなり捕獲の効果が出やすいところですので、先ほ

どたくさん捕獲できて、去年の影響が今年はあるのではないかなというようにありますので、今日はご欠席ですが、猟友会ともう少し連絡を取りながらやれば、個体数のコントロールは比較的できるのではないかなと思っています。

それから、今の被害程度との関係ですが、幸田さんから説明があったように、被害が大きいのところほど防除が進んでいるということで、関係がうまく見えないということでしたけれども。一方で、効果があるか・ないかなというように話しの調査もされておりまして、やはりいくつか被害がひどく防護の進んでいるところに、継続的なモニタリング地域をつくって、被害程度と防護との関係について調べてみるということをしていくことで、防護柵の重要性について、もっと地域住民の意識を高めるようなことをしていかなければいけないのではないかなと思います。

もう一点、4ページと12ページの図を比べたときに、4ページの図では緑が多く、みんな安心してしまうのですが、これは、赤が80頭/km²とか、とてつもなく高い値になっていて、これを見て安心してしまふといけなないので、全体に赤くするようにしてもらえないかと。先ほどの10頭/km²というのがあるのであれば、ここから下は緑でもいいですが、そこから上はもっときつい色になっていくような、皆さんに警告を発するような図にしていきたいなということもあります。以上です。

- 前迫部会長 どうもありがとうございます。いいコメントをいただいたかと思えます。幸田さん、では、そのあたりの工夫も、今後、一つよろしく願いいたします。
- 幸田主任研究員 ありがとうございます。今、画面に出していただいている密度の分布図に関しては、これも実はもっと高い数値になっている部分もあるのを、80頭/km²で1回切る形で図示していますので、例えば、これを30頭/km²とかで切ってしまうと、もっと比較的低めの密度のところも濃い目に見やすく出すことはできるかと思えます。そのあたりもやってみながら考えたいと思えます。ありがとうございます。
- 前迫部会長 栗本委員、お待たせしました。よろしく願います。
- 栗本委員 栗本です。お願いなのですが、茨木市や高槻市あたりは、台風の被害を受けまして、風倒木が非常に発生しました。シカの横断ができないぐらいの風倒木が発生しておりまして、今年、去年あたりでそれが随分整理をされて、いわゆる草なども生えてきているような状況になってきていますので、シカの密度に変化が生じているのではないのかと思っておりますので、今年、来年あたりは、その辺を留意して調査をしていただきたいなという、これはお願いです。よろしく願います。
- 前迫部会長 ありがとうございます。幸田さん、このあたりはいかがでしょうか。
- 幸田主任研究員 おっしゃるとおりで、ちょっと気にはなっていて、風倒木があった跡に、その近辺の調査地としてはそんなに変化はなかったの、そんなに影響はないのかなとは思っていたのです。一方で、最近はその整理をされて、新しく植栽されている場所を、ほかの部署チームが、カメラを掛けたりなどをしていきますと、かなりシカが写っているということでしたので、そっちにシカが誘引されるということも含めて、調査地を増やす

なり考える必要があるとは思っていたところでしたので、また考えたいと思います。

○前迫部会長 ありがとうございます。もう1点お聞きしたいと思っていたのは、アライグマの分布傾向、拡大傾向が非常に顕著であると。それこそ色の使い方にもよるのですが、どんどん都市部に接近している感があるのですけれども、分布拡大要因について、何か押さえておられることがあったら教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○幸田主任研究員 そうですね。要因はなかなか難しいですね。アライグマが、森から里から町部から、どこでも生息できるような生態を持っているということがやはり大きいのかなとは思っています。あと、捕獲が、被害が起こってから後手に回ってされているところがあったりする。都市部に残っているような場所というのが、実ほうまく見えていない感じもします。ここで見て以上、もっと都市部に既に入ってしまったおそれもあるのかなと。そういう意味では、他のデータの取り方だとか、他の対策の仕方も含めて、この先考えていく必要があるのかなというは思っております。

○前迫部会長 アライグマは、見た感じはかわいいですが、なかなか侮れないので、捕獲も難しい。これを見ると捕獲については、成果が上がっているのですね。

○幸田主任研究員 捕獲頭数は増えていますが、生息密度とかのトレンドが追えていなくて、捕獲頭数がどんどん増えているということは、生息頭数も増えていそうという感じになっております。

○前迫部会長 ありがとうございます。高柳委員から手が挙がっています。お願いします。

○高柳委員 アライグマが増えるのを止めるのは難しいと思うのですが、生態学的な影響として、キツネ・タヌキへの影響だけモニタリングできるように、今後、よろしく願います。

○幸田主任研究員 ありがとうございます。今、府内各地の森林に自動撮影カメラのモニタリングを拡げていっているところでした、そこで見ていますと、結構、キツネとかタヌキ、特にキツネは大阪府のレッドリストにも載っているようなものですが、わりとちゃんと写ってはいってくれているので、今見ている範囲では、そんなに大きな影響はないのかなとは思っております。引き続き見ていければと思います。

○前迫部会長 ありがとうございます。カラスのほうの被害強度も増加傾向にあるということで、今日は高田委員がご欠席ですので、そのあたりもちよっと気になるころではありますけれども。言っておきたいというようなご意見を一ついただきましたら、それで終わろうかと思っておりますが、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

また、幸田さんには、非常に詳細なデータを示していただきましてありがとうございます。では、委員からも多数ご意見を頂戴しましたので、事務局でも整理いただき、幸田さんのほうでもブラッシュアップできる点がありましたら、よろしく願います。

では、今までの説明を踏まえまして、本題の鳥獣3計画の審議に移りたいと思います。

「第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画について」、事務局からご説明よろしく願います。

○事務局 それでは、第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画について説明いたします。先ほどのスケジュールのときにご説明したとおり、都道府県は、国の基本指針に即し、鳥獣保護管理事業計画を定めることになっております。国の基本指針が、9月から10月の告示で確定する予定ですので、本来であれば、この告示を受けまして、大阪府鳥獣保護管理事業計画の策定作業をスタートすることになるのですが、スケジュールの関係から先行して検討を進めさせていただきます。

検討にあたり、国の基本指針と大阪府鳥獣保護管理事業計画は、それぞれページ数が膨大となりますので、資料1-2に、それぞれ主な変更点としてまとめており、それらを中心に資料1-3の府の計画本体に落とし込んでいます。

12次計画からの修正箇所には下線を引いて表示しています。より意味がわかりやすいように言い回しを若干変えたり、体裁を変えたりというところは、適宜修正していますので、よろしくお願ひします。

今回、時間の関係もありますので、資料1-2に沿って説明いたします。

資料左側の国の基本指針の主な変更点について、1点目の鳥獣の管理の強化です。第二種特定計画、これはシカ・イノシシの計画のことなのですが、この目的を達成するために、数値等で具体的に評価可能な目標を設定するとともに、適切な評価見直しを行い、順応的な計画の推進を図るということです。こちらについては、第二種特定計画の策定時に意識すべき事項ですので、シカ・イノシシの管理計画に直接反映していくような形にしたいと考えています。

2点目、鳥獣の保護の推進です。一つ目の黒丸ですが、こちらは、現行計画が施行された後の平成29年9月の指針の改定に伴う変更点になります。猛禽類のオオタカについて、個体数が回復してきたことに伴い、種の保存法に定める国内希少野生動植物種から解除されました。そのため、捕獲許可権限が国から大阪府のほうに下りてきましたが、オオタカについては、海外産の流通の動向から、依然として高い市場価値が認められるという種でありますので、継続して保護管理に努める必要があることから、捕獲許可にあたっては、原則鳥獣の管理目的での捕獲を認めない、飼養にあたっては、公的機関等での飼養のみ認めるとされています。

次に鳥類の鉛中毒防止のために、国は、全国的なモニタリング体制の構築と、鉛汚染による種や個体群への影響評価を進めるとしてしています。鉛中毒の大規模な症例は近年確認されていないのですが、モニタリングとともに捕獲鳥獣の放置の禁止を徹底するとしてしています。

三つ目の黒丸ですが、シカ・イノシシの管理を進めるなかで、錯誤捕獲の増加が懸念されるので、その情報収集を進めるとともに、捕獲者への指導・錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進するという事です。

3点目の人材育成です。鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成に関して、狩猟免許を所持しているものの、狩猟者登録を行わず狩猟されない方が一定数おられます。し

たがって、免許取得促進等による狩猟者確保の取組はこれまでどおり行いつつ、十分な捕獲技術を持った人材の育成を進め捕獲につなげることが重要となります。

4点目、野生鳥獣に由来する感染症対策です。特に豚熱（CSF）とアフリカ豚熱（ASF）を踏まえた記述が新たに書き込まれたところです。野生鳥獣由来の感染症の実態については、情報不足ということもあり、情報収集や調査を実施して、感染症対策の観点からも野生鳥獣の保護管理に努めていき、これらの取組を進めていく際には、公衆衛生、家畜衛生等の担当部局等とも連携・情報共有を行うことが必要になります。

また、豚熱・アフリカ豚熱に関しては、野生イノシシにおける感染状況の確認調査及び捕獲の強化を推進すること、捕獲物の処理について、感染症の拡大が懸念される場合は、防疫措置をとった上で捕獲に当たるよう指導することも必要になります。

最後に5点目、その他です。捕獲物の処理について、外来鳥獣は放獣しないことを指導すること、また、市街地出没する鳥獣への対応のために必要な連絡体制を構築することについても追記されています。以上が環境省の基本指針の主な変更点です。

続きまして、右側、基本指針の変更を踏まえた、現行の大阪府鳥獣保護管理事業計画の変更部分について説明いたします。

鳥獣保護管理事業計画の構成については、国の基本指針において、第1から第9の事項まで定められています。

今回の指針の変更点に対応する部分は、該当する指針から計画のほうに矢印を引いています。また、計画の変更箇所には下線を引いて赤字にしています。

まず、「第1 計画期間」ですが、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5カ年間としています。「第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項」について、計画期間内に指定期間が満了する鳥獣保護区及び特別保護地区については更新を行います。新規指定については予定していません。

一つ飛ばしまして、「第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項」です。一つ目の黒丸の「保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方」です。指針と同様の記載を考慮しており、地域における生息数が少ない等の保護の必要性が高い種に係る捕獲許可については、特に慎重に取り扱うこと。また、オオタカについて、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が確定されている場合を除き、原則鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めないこととしています。また、捕獲後の個体の飼養については、公的機関等における飼養に限り認めることとします。すみません。ここ、「公的機関等」の「等」が抜けていますので修正をお願いします。

オオタカについては、特にレース鳩の捕食被害があります。実際に捕獲許可申請があった際には、これら被害状況の把握とか、被害対策の具体的な方法等について、国が、「オオタカ被害対応マニュアル」をまとめており、それを参考にしながら専門家に適宜確認しつつ進めていきたいと考えています。

次の「鉛中毒対策」に関しては、「当該地域での捕獲許可にあたっては、捕獲個体の搬

出の徹底を指導する」旨は計画に記載済みです。

三つ目の黒丸、「被害防止目的で捕獲された外来鳥獣」については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導していくこととします。

次に、「第5 特定猟具使用禁止区域に関する事項」です。計画期間内に指定期間を満了する区域については更新を行います。また、茨木市の彩都中部地区において、銃猟による事故防止のために、特定猟具使用禁止区域（銃）の新規指定の要望がありましたので、それを追記しています。

「第6 管理計画の作成に関する事項」については、シカ・イノシシの管理計画について、後ほど説明しますが、引き続き策定していくこととしています。

「第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項」です。鳥獣保護管理法に基づく捕獲等については、捕獲者に対して、法に基づき捕獲場所や捕獲数の報告をお願いしていますが、錯誤捕獲についても今後実態把握をしていくために、報告を求めるような情報を整理・検討していきます。

「第8 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項」の一つ目の黒丸です。指針改正による変更ではありませんが、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、非常勤職員である鳥獣保護管理員の任用要件が厳格化されたことにより、それまで柔軟な雇用により任用していた鳥獣保護管理員制度の維持が困難となったため、令和2年度から鳥獣保護管理員を廃止しました。それに伴い、関連する記述を削除しています。

また、次の黒丸の「狩猟者確保・育成のための対策」として、「狩猟免許取得の取組を進めるとともに、狩猟者の捕獲技術の向上を図るため、関係団体と連携し、新たな捕獲の担い手となる狩猟者育成に努める」という旨については既に記載済みです。

最後に、「第9 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項」です。感染症等への対応が新たに指針に書き込みされているので、府もそれに準じて記載しています。

野生鳥獣由来の感染症の情報については、国や他府県等による情報の収集に努めるとともに、対応にあたっては、家畜衛生部局等と連携します。また、捕獲従事者等に対しては、感染地域で捕獲を実施する際には、防疫措置を徹底したうえで、捕獲等実施するよう指導する旨を追記します。

以上で、第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画について説明を終わります。

○前迫部会長 ありがとうございます。ただ今のご説明に対して、ご意見お願いいたします。カメラをオンにさせていただいて、挙手にてお願いいたします。澤島委員。

○澤島委員 ありがとうございます。豚熱に関して、確かに今回は盛り込まれたというので、感染症と言うと、おそらく畜産だけではなくて、人間に対する、例えば、SFTS（ダニ媒介性感染症）に関してどういうふうにご考えておられますか。これ、たぶん畜産家とかそっちではなくて、どちらかと言うと、医療関係のほうではないかと思えます。その辺との連携というのはどうお考えでしょうか。

○前迫部会長 事務局、いかがでしょうか。

- 事務局 連携というところは、記載している豚熱だけでなく、SFTS等の情報共有ということも含めており、もちろん同様に関係機関が連携しながら対応していくということが重要かと思っています。
- 澤島委員 ありがとうございます。
- 前迫部会長 他にいかがでしょうか。高柳委員、お願いいたします。
- 高柳委員 資料1-2の左側の一番下にURLを示してあるのですが、それは、平成28年か平成29年の変更のサイトなのです。今年 사이트が見つけれず、古いサイトしかないので、リンクをきちんと直しておいてください。
- 事務局 今、最新で出ているのが平成28年度の資料になるので、今後、また確定したら、そこは更新されていくと思われるのですけれど。
- 高柳委員 いやいや。それなら、きちんと書いておかないと、こう書いてあると、最新版の、8月に出た指針がそこで見られると思って見るので。
- 事務局 8月に出た最新の答申の資料にリンクするように修正したいと思います。
- 高柳委員 やはり答申の資料を見ないと、どんな変更になっているのかわからないので、それをよろしくお願いします。
- 事務局 はい。
- 前迫部会長 重要なお指摘をいただきまして、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。どのような点からでも結構ですが。では、ちょっと私のほうから、わからないので教えてほしいというレベルなのですが、その他事項に、「大型野生獣の出没等緊急対応マニュアルに基づいて緊急連絡体制を整備すること」ということが太書きになっているのですが、それが、その他のところで、緊急体制としてというところの書き方になっているということでもいいのでしょうか、「緊急連絡体制を整備」というのは。
- 事務局 大型野生獣の出没のマニュアルのほうで、既に体制が整備されているので、あらためて記述はしないということで書いています。
- 前迫部会長 はい。承知しました。では、ここに書き込まなくても別途あるということで。
- 事務局 そうですね。
- 前迫部会長 ここについては、感染症等への対応としてこの二つを書いておられますが、既に大型野生獣についてはマニュアルがあるのでという、特段特急必要ないというか。
- 事務局 そうですね。
- 前迫部会長 はい。承知しました。いかがでしょうか。ほかに何かお気づきの点が。
- 高柳委員 すみません。今の件について。
- 前迫部会長 はい。高柳委員、お願いいたします。
- 高柳委員 ちょっと私、自分の専門外だから、大型野生獣の出没等のマニュアルは、クマのマニュアルは知っているのですが、こんな名称のマニュアルは出ているのですか。
- 事務局 市町村と関係機関で連絡体制を整備するためのマニュアルという形で、その対応について書かれているものなのですから。それとは別途、ツキノワグマ出没対応方

針とかは別途あります。

○高柳委員 このマニュアルをもうちょっと資料に載せてください。

○事務局 はい。

○前迫部会長 お願いします。ちょっと私も、ここをチェックしていなかったということもあったので、よろしくお願ひいたします。ほかにいかがでしょうか。第13次計画について何か。赤書きされているところが、今回変更になったところ、改定したところというところで、前年度を踏まえて書かれているというところではありますが、これで十分なものになっておりますでしょうか。そうしましたら、またお気づきの点がありましたら、最後に戻ってご発言いただいても結構ですので、これにつきましては、いったんこれでいいのではないかとすることにさせていただきまして、また次回の野生生物部会でも、再度ご議論いただくチャンスがございますので、一旦これでご意見は頂戴したということにさせていただきます。

では、続きまして、「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）について」、事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）」を説明いたします。時間の関係もありますので、概要版のほうで説明いたします。資料2-2をご覧ください。前計画から計画の構成を若干変えていまして、前回「5 生息の現状」として書いていたところを、「5. 前計画の評価と課題」としてまとめていて、その後は、だいたい同様の形でまとめています。

「1. 計画策定の目的及び背景」、「2. 管理すべき鳥獣の種類」、「4. 管理が行われるべき区域」については、前計画から大きく変更はありませんので、説明は省略します。「3. 計画の期間」については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとします。

次に、「5. 前計画の評価と課題」についてです。まず、生息状況については、前計画では、平均生息密度を10頭/km²以下にすることを目標として掲げていたのですが、平成28年に生息頭数が少し下がったのですが、その後、徐々に回復しており、令和2年度時点では、前計画策定時の平成27年度とほぼ同程度という形になっています。

また、中南部地域でシカの日撃情報等が増えており、平成27年度に泉南市で捕獲されており、平成28年度に岬町で1頭、その後、令和元年度と令和2年度に河内長野市などの南河内地域で捕獲が増えてきているという状況です。

次に、捕獲頭数についてです。有害捕獲の取組を推進しており、その成果として、有害捕獲の捕獲頭数の実績としては増えてきているところなのですが、狩猟等も含めた全体の捕獲頭数の合計としては、前計画期の平均とほぼ同程度となっています。

次に、農業被害に関して、前計画の一番の目標としては、農業被害強度が、「大きい」又は「深刻」である地域を無くすとしていたのですが、結果としては、依然としてこれらの地域が存在しているという状況になっています。

次に、森林の下層植生への被害についてです。こちらについても、平成30年度の下層

植生の衰退度の図を載せていますが、被害が大きい地域がややありまして、下層植生の衰退度が進行しているという状況になります。

次に、「6. 管理の目標」についてです。本計画では、管理の目標として、農業被害の軽減、森林の下層植生への被害の軽減、生息分布域の拡大の防止、この3項目について管理目標を設定したいと考えています。また、項目によっては、短期間で目標を達成することが難しい内容もありますので、短期目標として、本計画期間内の令和8年度までと、長期計画として15年後の令和18年度までの二つの区分に分けて管理の目標を設定しています。

まず、農業被害の軽減についてです。まず、短期目標として、農業被害金額を前計画から2割減少することとしています。また、長期計画として、農業被害が大きい地域や深刻な地域を無くすこととしています。

次に林業被害に関して、新規植栽地での森林普及に影響を与えるような林業被害を発生させないとしています。林業被害については、現状、林業被害としての報告は上がってきてはいないのですが、平成30年度の台風21号の影響で、風倒木被害が発生しており、こちらの復旧作業に伴い新規植栽が増えていますので、これらの地域での林業被害が発生する可能性がありますので、これらの復旧作業にあたっては、被害防除を適切に行いながら、林業被害を発生させないということを目指しています。

次に森林の下層植生への被害の軽減についてです。森林の下層植生については、シカの生息密度が減少しても、被害強度が低いところではすぐに植生が回復はするのですが、被害が深刻な地域では、なかなか植生の回復が期待できないということがありますので、短期目標として、下層植生衰退度2の地域を衰退度1にすることとしており、長期目標として、下層植生3の地域を減らすこととしています。

最後に生息分布域の拡大防止についてです。中南部地域でのシカの侵入が確認されていますので、これらの隣接府県から侵入した個体の中南部地域への定着を防止することを目指して設定しています。

次に、「7. 数の調整に関する事項」です。まず、個体数管理の目標については、北部地域では令和8年度までに平均生息密度を10頭/km²以下とすることとし、本計画期間の年間捕獲目標を1,550頭としています。また、令和18年度までに推定生息密度が10頭/km²以上の地域を無くすこととしています。計画の本文に詳細な図や表等で記載しているのですが、毎年1,550頭ずつ捕獲していくと、令和8年度末時点で、平均生息密度が10頭/km²以下となるような計画で捕獲目標として設定しています。なお、年間捕獲目標については、モニタリング調査の結果を踏まえながら、必要に応じて見直しを行っていく予定です。また、中南部地域については、モニタリング調査を充実しながら、確認された個体を積極的に捕獲することにより、地域への定着を防止することを目指したいと思います。

次に捕獲推進のための規制緩和についてですが、狩猟期間の延長と、くくりわなの径の

制限の解除になります。こちらは、前計画からの実施している措置の継続となります。

続きまして、「8. 生息地の管理に関する事項」についてです。シカの餌資源を増加させるような人工的な環境（風倒木被害地の放置による草地化等）や、シカを農地や集落へ誘引するような環境（耕作放棄地の草地化・林縁部の藪化）を抑制する環境管理を推進していくこととしていきたいと思っています。

次に、「9. 被害防除対策に関する事項」です。まず、農業被害対策については、基本的な考え方として、適切な被害防除の実施を進めることが、個体数管理や生息環境管理の効果を発揮するための前提条件として、防護柵の適切な設置・維持管理の方法などの正しい被害防除技術や知識の普及啓発等を進めていくことにより、地域の被害防除対策への意識を高め、地域が一体となった対策を推進することとしていきたいと思っています。

こちらの指標としては、農業被害アンケートにおいて、現状、「防護柵の効果が無い」という回答が一定数見られますので、先ほどもうしましたような対策を実施していくことにより、「防護柵の効果が無い」という回答を減らしていきたいと思っています。

次に森林被害対策に関して、新規植栽地における効果的な防護柵やツリーシェルター等の設置を推進するとともに、適切な除間伐の実施等により、森林生態系の保全を推進していきたいと考えています。

次に、「10. モニタリング等の調査研究」についてです。シカの生息状況や被害状況及び被害対策の実施状況についてモニタリングをし、管理計画の進捗状況の検討・評価に活用していきたいと考えています。

最後に、「11. その他管理のために必要な事項」についてです。こちらでは、感染症対策について特に大きく記載しています。まず、豚熱感染拡大防止のための防疫措置の実施については、シカの捕獲であっても、野生鳥獣との接触によって豚熱を非意図的に拡散するという可能性もありますので、捕獲従事者等に対しての普及啓発等を行っていきたいと考えています。

また、ダニ由来のダニ媒介性感染症（SF-TS）などの感染症についての情報収集、捕獲従事者等への注意喚起を行っていきたいと思っています。説明は以上になります。

- 前迫部会長 ありがとうございます。では、ただ今のご説明に対して、ご意見をちょうだいしたいと思います。はい。栗本委員、お願いいたします。
- 栗本委員 ありがとうございます。駆除したシカの処理を、今後、どのように進めていくのかということについて少しお話しをしていただいて、そういう方針があるのであれば、そのことも記載していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。
- 前迫部会長 事務局、お願いいたします。
- 事務局 事務局の岡田です。現状、捕獲したシカ、特に有害鳥獣捕獲という形で捕獲したものについては、利用できないものは焼却処分ということで、山から出せるものは焼却に回っているという状況です。

ただ、急峻な場所である等の理由で持ち出せないものについては、そういうことも致し

方ないという対応もしているところで、今後もその継続になろうかと思えます。以上です。

- 前迫部会長 栗本委員、いかがでしょうか。
- 栗本委員 山に埋めるときに、私たちは森林組合なので、最近やたらにシカの骨が落ちていたり、角があったりして、その辺はきちんと処理を指導されたり、マニュアル化してきちんとやっているのかなというのは少し疑問に思ったので、今、発言をいたしました。
- 前迫部会長 ありがとうございます。この点、先ほど「マニュアル」という言葉が出てきましたが、このあたりは徹底して実施していただいているという認識でよろしいでしょうか。
- 事務局 はい。有害捕獲について、国からの交付金等を使いまして捕獲を推進しているところです。そのなかで、原則としては持ち出して焼却処分ということで、市町村に対しても指導はしているという状況です。
- 前迫部会長 ありがとうございます。栗本委員、よろしいでしょうか。
- 栗本委員 感染症のこともありますので、山での処分については、特に留意していただきたいと思っております。
- 前迫部会長 はい。原則持ち出しということですが、原則ではないこともままあるということですか。事務局、このあたりはどの程度把握されていますでしょうか。
- 事務局 やはり原則でない部分もあります。それが崖地に近いとか、急峻な場所で、とても持ち出せないというような事象も実際ございますから、そちらについては、無理をして回収もできないものもありますので、それについても、私どものほうでは伝えているところなんです。
- 前迫部会長 承知しました。難しい局面もあると思うのです。現場での対応になるかと思いますが、感染症等を含め、よろしく願いいたします。では、黒田委員、よろしく願いいたします。
- 黒田委員 黒田です。私も、ちょうど今と同じ質問、似たことになるのですが、難しいところがあるというのも、私も重々わかっているつもりです。
- それで、ほかの府県でもよく聞いて気になっているのが、森林のなかに埋めるということ自体が、ほとんど無理なのですよね、掘って埋めるというのが。それと、埋められたほうも困るだろうとか、そういうことがあるのと、それから、やはり根っこがあるようなところは掘れないということがあって、現実、随分放置されているのです。
- それで、持ち出して焼却処分というふうに対策されていますが、全体的にどこの府県でも、8～9割が現場で持ち出さないということがあって、特に放置してしまうと、イノシシとか、ほかの雑食性の動物の餌になって、むしろ動物を増やすという方向の問題も出てきているはずなのですが、意外に指摘されないということがあります。
- だから、山のなかで作業をされていて骨があるというのはそういう事例なので、これは、こういうことが起こっているということの一つ把握いただきたいと思います。

もう一つは、大阪府では、全部焼却処分ということは、あまり利用の推進というのは前提にされていないのでしょうかね。資源として、食用として使えるものは使おう、資源として利用するという方向に、やはり将来的には進めていただきたいなと思います。これはお願いになります。よろしくをお願いします。

○前迫部会長 ありがとうございます。資源の活用は、これまでも再三議論されてきたところではありますが、なかなか実現しないという現状があるようですが、今のご発言に対して、事務局から何かございましたらお願いいたします。

○事務局 大阪府は、他府県に比べて捕獲されるものが少ないということもありまして、そういう意味では、施設を作ってまで推進するという立場にはないということです。

ただ、現状としては、各市町村域において、その飲食店、レストランなどと連携して利活用を図られているところもありますので、そうしたところの事例を紹介して、できるだけ地産地消と言いますか、今後、そのような形で活用を図っていただくようにしていきたいと、そうした事例を紹介したいと思います。

○前迫部会長 ありがとうございます。ちょっと余談というか、突拍子もないことになるかもしれないのですが、関西広域連合という組織がありますよね、各近畿地区の知事さんが入った。ああいうところで、兵庫県は活発に資源化を進めておられるので、大阪府内だけで何かをやるという、対策を組むというのではなくて、兵庫県と連携するとか、そういうこともあり得るのではないかと思いますので、すぐには解決しないですが、方向性としては、やはり命あるものということと、もう一つは地域資源でもあるので、うまく活用する方向性が見いだせればと思っております。今後の検討課題にさせていただければ幸いです。よろしくをお願いいたします。高柳委員をお願いします。

○高柳委員 すみません。今の前迫部会長の音声がちよっと途切れて。多分ネットワークの関係が悪くて途切れるようなので、私のときも途切れないといいのですが。

一つは、大阪府の場合は、毎年の鳥獣保護事業計画、実施計画ではなくて、この管理計画一つのみでいくのですよね。これは確認です。

○前迫部会長 事務局、それでよろしいですか。管理計画だけでいくと。

○事務局 はい。その予定で考えています。

○高柳委員 そのときに、もう少し具体的に管理計画に書き込んでほしいことがありまして、一つは、先ほどもちよっと話しがあって、森林における台風跡地の造林地の防除の話が載っていましたが、京都府で見ていると、国の補助金ではお金が足りないのか、「とりあえず柵をした」みたいな柵しかなくて、とても効果があるように見えないのですね。ですから、その辺は、やはり効果のある柵を設置できるように考慮していただきたいということです。それが1点です。

それから、これは、資料に載っていた検討会でのまとめですね。検討会での意見と対応でちよっと省かれていて、それはよくないと思うのですけれども。南部での増大に対する対応、これについてももう少し具体的に述べていただく。どういうふうにして対応するの

かということについて、定着を防止するのではなくて、モニタリングして、捕獲する体制をどんなふうにするのかということについて具体的に、資料2-4のほうには、まるで一つも意見がなかったように書いてありますが、そういう意見も出てきていますので、きちんとその意見を資料2-4にも載せていただく必要がありますし、その部分を書いていただきたいと思います。

それから、被害の防止についても、どうやって効果を上げるようにしていくのかということについて、もう少し具体的に何か書き込んでいただかないと、このまま過ぎてしまうという可能性があるのも、もう少し何か具体的に進めるというようなことを書いていただきたいと。

最後に、今お話しがあったジビエについても、やはり積極的に何か進められるような方向性、個体数が少ないといっても、今の1,500頭に対して、大阪府が払っている奨励金を払わずに獲るといようなことを考えると、ジビエ利用でハンターの方が間に合うようにするということが必要になりますので、もう少し積極的に書いていただきたいと、以上です。すみません。長くなって申し訳ないです。

- 前迫部会長 ありがとうございます。有益なご意見だと思いますので、次回の部会までに事務局にはご検討いただければと思います。高柳委員には、シカ・イノシシ保護管理検討会で座長を務めていただいておりますので、もう少し具体的にということをお願いいたします。平井委員、よろしくお願いいたします。
- 平井委員 一つは、今、高柳先生のおっしゃった南部の対応をしっかりとっていただきたいというところと、初めてなのでわからないところがあったのですが、管理の目標値と実際に獲る数というのはどういう関係なのかということなのですが、捕獲頭数の推移がありました。あれは目標に対してほぼ目標値になっているのか、それとも、下回っていることもあるのか、どちらなのでしょう。
- 前迫部会長 この点について、事務局いかがでしょうか。
- 事務局 現状として、捕獲頭数については、目標値にはまだ達していないという状況なのですが、「6.管理の目標」と、「7.数の調整に関する事項」等々の関係になるのですが、「6.管理の目標」で計画全体の方向性を示しており、それを具体的に実施するための内容として、7番以降の項目で記載しているという構成になっています。
- 平井委員 試算としては、1,550頭獲ると減っていくということだと思っておりますが、目標がそれで、実際はそれを下回るようだと変わらないことになるのではないかと考えたのですが、そのあたりはいかがでしょう。
- 事務局 捕獲の目標値を設定する際に、今回利用しているのは、現在は推定の頭数なのですが、実はその上限の値を使っており、多少ばらつきが生じたとしても、一定減少方向に持っていくような頭数にしているというところなんです。
- 平井委員 わかりました。ただ、各年の目標値と実際に獲った数がわかるように示してい

ただいたほうがいいのかと思いました。

○前迫部会長 この辺は、データの示し方で、目標値を達成しているにも関わらず生息頭数がクリアできていないのか、そのところの判断ができるようなものをとということなので、これは改良可能だと思いますので、事務局のほうでご検討よろしくお願いたします。

○事務局 ありがとうございます。

○前迫部会長 他にいかがでしょうか。1点だけ私からも伺いたいと思っていたのは、「9. 被害防除対策に関する事項」の農業被害対策で、「防護柵の効果がない」の回答をなくすとあるのですが、これは、防護柵をしているが効果がないのか、防護柵をしたが破られてしまって効果がないのか、目標を「回答をなくす」とすると、何を目指しているのかちょっとわからないので、指標として本質的なところ、先ほど「防除」という言葉が出てきましたが、シカ頭数を減らすのも大事ですが、農業被害については防除でクリアできるところもあるので、ここをもう少し上手にというか、意味がわかるように書いたほうがいいのではないかとかねがね思っているのです。ここにつきましては、今日は時間がないので、ご検討くださいということになるのですが、農業被害については、もう少し指標を、「防除」ということが明確になるような書き方が検討できないのかというのが1点です。

それと、森林被害については、適切な除間伐だけではなくて、先程来、ご意見をちょうだいしているように、やはり近年は台風による倒木によって随分明るくもなるし、明るくなるとシカが食べるような草も生えるのですが、倒木が出ることによってシカの移動を妨げたりとか、その辺もあるので、ここも少し言葉を補っていただいて、台風による倒木に対してどういう対策を取るのかを、もうちょっと補足してもいいかなと。それによって森林生態系を保全していくということがわかりやすく、間伐だけではないと思いますので、もう少し補足いただければ、ここも検討課題としてよろしくお願いたします。

すみません。ちょっと意見をたくさんちょうだいしたのと、進行の具合で時間が着々と迫っておりまして、次回の野生生物部会までにこの点をご検討いただくということで、続きまして、「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）について」、事務局からご説明をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いたします。

○事務局 では、「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）」について説明いたします。こちらでも概要版で説明いたします。資料3-2をご覧ください。

こちらについても、「1. 計画策定の目的及び背景」、「2. 管理すべき鳥獣の種類」、「4. 管理が行われるべき区域」については大きな変更はありませんので省略いたします。

「3. 計画の期間」については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとしています。

「5. 前計画の評価と課題」について、生息動向についてです。こちらの図に示しているのが、くくりわなの捕獲効率になります。全体の傾向としては、生息頭数は減少傾向にあります。図ですと、黒の点線のところになります。平成29年度以降は減少傾向にあることが見てとれます。ただし、中部地域では捕獲効率が増加しており、分布は拡大してい

る状況です。特に北河内地域の、枚方市、交野市、四條畷市のあたりで捕獲実績が増えてきており、こちらの地域については注意が必要だと考えています。また、北部地域については、豚熱等の影響もあり捕獲効率が下がってきている状況です。

次に、捕獲頭数についてです。有害捕獲の推進等の成果もあり、第2期計画以上の捕獲圧を維持している状況です。第2期の平均で3,341頭捕獲しているのですが、第3期（平成29年度から令和2年度）では、平均で3,690頭捕獲している状況です。

次に、農業被害に関して、前計画では、農業被害強度が「大きい」又は「深刻」である地域をなくすということを計画全体の目標としていましたが、依然として被害が「大きい」又は「深刻」である地域が存在している状況です。

次に、「6. 管理の目標」についてです。イノシシの計画については、農業被害の軽減を管理の目標として設定したいと考えています。こちらについても、短期目標と長期目標に分けて設定しており、短期目標は農業被害金額を、第3期期間の平均値から2割減少させるとしています。長期計画では、令和18年度までに、農業被害が大きい地域や深刻な地域をなくすとしています。

続きまして、「7. 数の調整に関する事項」です。イノシシは、年度により捕獲数の増減が激しい種類になりますので、捕獲効率の目標等は設定していませんが、各地域において捕獲頭数の目標を設定しています。基本的に直近5年間の捕獲頭数の実績の平均値をもとに算出しており、北部地域については、近年は豚熱等の影響で急激に個体数が減少している状況がありますので、直近2年の捕獲実績をもとに年間500頭という形で設定しています。中部地域については、先ほど申しましたとおり、捕獲効率が増加傾向で分布が拡大していますので、直近5年間の平均値に2割程度上乗せして年間700頭という数字で捕獲目標を設定しています。各地域の捕獲目標を合計した数値として、大阪府全体の捕獲目標の3,500頭としています。

なお、捕獲目標については、モニタリング調査の結果を踏まえ、適宜見直しを行っていききたいと思っています。

続きまして、捕獲推進のための規制緩和についてです。先ほどのシカの計画と同様になります。狩猟期間の延長と、くくりわなの径の制限の解除の措置について、前計画に引き続き実施していきます。

続きまして、「8. 生息地の管理に関する事項」です。こちらについては、耕作放棄地の草地化や林縁部の藪化という、イノシシを農地や集落へ誘引する環境を抑制するための環境管理を推進していきたいと考えています。

続いて、「9. 被害防除対策に関する事項」です。防護柵の適切な設置・維持管理の方法や、収穫残渣等の撤去などの正しい被害防除の技術や知識の普及啓発等により、地域の被害防除対策への意識を高め、地域が一体となった適切な対策を推進するとしています。

「10. モニタリング等の調査研究」は、シカと同じような内容で記載しています。

「11. その他管理のために必要な事項」については、豚熱の関係のところについて、特

に大幅に記載しています。本文には、豚熱の感染の拡大の状況について、豚熱の感染確認地域の図や、モニタリング調査の結果などについて記載しています。

また、SFTS等のダニ媒介性感染症に関する動物由来感染症の情報収集や注意喚起についても記載しています。以上で説明を終わります。

- 前迫部会長 ありがとうございます。では、ただ今のご説明に対して、ご質問・ご意見等よろしくお願いたします。質問が無いようですので、ご指名で恐縮です。高柳委員、検討会の座長でもいらっしゃるので、これでよろしいでしょうか。
- 高柳委員 イノシシは、個体群の管理がとても難しい動物だというのは世界的にそうで、捕獲の目標等を設置するのがとても難しい動物です。それは、多産多死なものですから、その変動が大きくて難しいと。そういうなかで、妥当なものが設計されていると思います。ただ、捕獲目標の設定のところで、「目標値は見直す」とあるのですが、きちんと毎年見直すようにしていただかないと。「モニタリング調査の結果を踏まえて必要に応じて見直しを行う」と書いてあるのですが、豚熱の影響で減った北部では当然少なく出ていますが、影響がなくなれば急激に増える可能性もあって、そういうことを考えると、増えてから行うのでは間に合わないので、できるだけ毎年見直しを行うという形でしていただきたいと思います。以上です。
- 前迫部会長 ありがとうございます。他の委員の方、いかがでしょうか。次回の野生生物部会がございますので、ご意見をいただければと思います。
- 無いようですので、本日は以上でご意見をいただいたということにさせていただきますと思います。
- 今まで多数ご議論いただきまして、ご意見を多数いただきました。事務局では、このご意見を反映する形で、次回の野生生物部会にお示しいただければと思っております。
- 他に何か、この意見は言っておきたいとかというのはございますか。澤島委員、お願いたします。
- 澤島委員 SFTSですが、実はアライグマの感染率がかなり高いというのが最近わかってきている。感染率が更に高くなると、都市部にアライグマが進出しているので、そこからダニが発生して、それがペット経由で人間に移るという最悪の悪循環になってまいります。その辺、今後どうするかというのは、課題になってくる可能性はあると思うので、その辺を申し上げておきたい。イノシシとかシカだけではなく、アライグマの動向は、これから大変な話になってくるかと思えます。以上です。
- 前迫部会長 貴重なコメントありがとうございます。感染症等も含めて、今後、野生動物をどう管理していくかというのは、本当にこれからの重要な課題となりますので、事務局でも、再度ご検討いただきまして、次の部会のほうに示していただければと思います。委員の皆さま、大変ありがとうございました。以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。大変活発なご議論をちょうだいいたしましたおかげで、いい次回が期待できるものになったのではないかと思います。

では、以降の議事進行につきましては、事務局にお願いいたします。

○事務局 前迫部会長、委員の皆さま、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

本日いただいたご意見を踏まえ、第2回の野生部会では、最終案に近い計画（案）をもとに議論いただきたいと思います。委員の皆様にはできるだけ早い段階で、今回のご意見を踏まえた計画（案）をお手元にお届けし、事前に意見をお聞きするなど、可能な限り事前調整をしたうえで開催したいと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひします。

次回は、11月の下旬頃を予定しておりますが、部会の開催にあたりましては、委員9名中5名以上の出席がなければ開催できません。調整の結果、日程は若干前後する可能性がございます。10月の中旬頃になりましたら、日程調整のご連絡をいたしますので、お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

(終了)